

## 学校法人北里研究所と学校法人女子美術大学との連携・協力に関する協定書

学校法人北里研究所（以下、「甲」という。）と学校法人女子美術大学（以下、「乙」という。）は、両法人の設置する大学の教育理念に定めるところにより、両大学の優れた実績を生かした連携・協力を推進するため、ここに協定書を取り交わすものとする。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が教育研究の一層の充実と質の向上を図るため、連携・協力し、学術文化の発展と社会に貢献することを目的とする。

### （協力義務）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、必要な事項を定め、相互に協力するものとする。

### （連携・協力の推進）

第3条 甲及び乙は、それぞれの専門とする分野の特色を考慮しつつ、次に掲げる連携・協力を推進するものとする。

- (1) 教育・研究に関する事項
- (2) ヒーリング・アートに関する事項
- (3) 施設・設備等相互利用に関する事項
- (4) 人材育成の推進及び相互支援
- (5) その他、本協定の目的を達成するため必要な協力

2 甲及び乙は前項の連携・協定を実施するため、本協定に基づき必要に応じて各部門間で個別協定・覚書等を締結するものとする。

### （協定の解釈等）

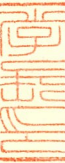
第4条 甲及び乙は、本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合、協議し解決するものとする。

### （協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年 3月31日までとする。ただし、甲または乙から解約の申し出がない限り、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （その他）

第6条 本協定書以外に甲及び乙との間で締結された協定書等は、当該協定書等に基づくものとする。



この協定書を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年11月14日

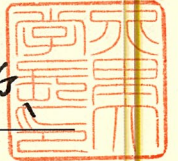
甲：学校法人 北里研究所  
理事長

藤井 清孝



北里大学  
学 長

岡安 勲



乙：学校法人 女子美術大学  
理事長

大村 智

女子美術大学  
女子美術大学短期大学部  
学 長

横山 勝樹